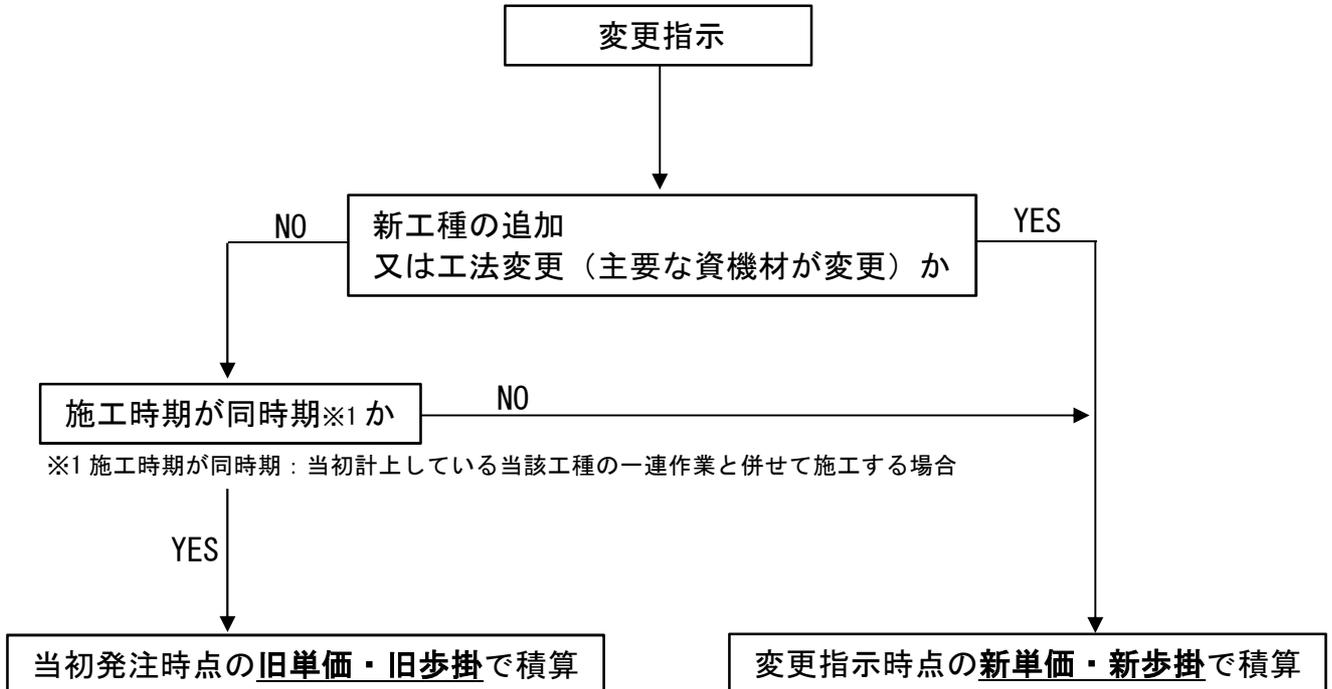


建設工事の変更設計積算における歩掛・単価の適用基準の制定について（お知らせ）

適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止等を図るため、令和6年（2024年）6月の公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）等担い手3法が改正等されたところです。

このため、本市としてもより一層、適正な積算に努める必要があることから、建設工事（営繕工事は除く）の変更設計積算における歩掛・単価の適用について、別紙のとおり制定し、令和8年（2026年）4月1日以降に当初契約締結する工事から適用することとしましたのでお知らせします。

単価・歩掛の適用フロー



1. 「工法変更」とは、主要な資機材が変更となる場合とする。

(例) ①プレキャスト法砕工を現場吹付法砕工に変更→主要な資機材の変更となるので「工法変更」とみなす。

②密粒アスファルト舗装を排水性アスファルト舗装に変更→材料は変更されるが主要な舗設機械等(アスファルトフィニッシャー)は当初と変わらないので「工法変更」とはみなさない。

③土工については、土砂(礫混じり土、砂質土等)、岩(軟岩、硬岩等)の2種類に分ける。
掘削等において、当初土砂のみの発注で、土質の変化により岩が新たに発生した場合には岩掘削等は「変更指示時点の新単価」とする。

2. 同一製品で規格寸法等が変更となるものは、旧単価・旧歩掛を適用するものとする。

3. その他参考事例

工種、施工方法が異なる場合や変更追加した工種が同工種であっても施工時期が異なる場合は、変更指示時点単価(新単価)とする。

①工法変更はしないが、継続工事において、施工延長を延伸した場合
「同工種の場合で施工時期が同時期」 → 当初発注時点単価
「異工種」又は「同工種でも施工時期が異なる」 → 変更指示時点単価

- ②河川掘削の施工延長を延伸した場合
「施工時期が同時期」 → 当初発注時点単価
「施工時期が異なる」 → 変更指示時点単価
- ③仮設工事において、大型土のう締切りから矢板締切りを行った場合
「工種が異なる」 → 変更指示時点単価
- ④仮設工事において、敷砂利から敷鉄板に変更した場合
「工種が異なる」 → 変更指示時点単価
- ⑤重力式擁壁からL型擁壁への変更
「工種が異なる」 → 変更指示時点単価
- ⑥コンクリートブロック積から大型コンクリートブロック積へ変更
「主要な資機材」が変更 → 変更指示時点単価
- ⑦側溝が暗渠管に変更
「工種が異なる」 → 変更指示時点単価
- ⑧側溝の規格が変更
同一製品で規格寸法が変更 → 当初発注時点単価
- ⑨豪雨等による増破・手戻りが発生した場合
「同工種の場合で施工時期が同時期」 → 当初発注時点単価
「異工種」又は「同工種でも施工時期が異なる」 → 変更指示時点単価
- ⑩機器工事の規格の変更
「再製作等が必要でない場合」 → 当初発注時点単価
「再生策等が必要な場合」 → 変更指示店単価